

緊急要請

2023年5月29日

47都道府県組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
会 長 森 洋
経営部会長 喜多村 利秀

燃料油価格激変緩和対策事業の出口対策について

- 既知の通り2023年1月以降、政府は原油価格高騰対策として行っている「燃料油価格激変緩和対策事業(以下、補助事業)」を段階的に縮小してきましたが、6月以降は9月末の補助事業終了に向けて本格的に補助額を縮小させることが5月26日、決まりました。原油再急騰時の措置は執られています、具体的には6月第1週より、元売等に出されているガソリン、軽油、灯油等を対象とした補助額が2週間毎に10%削減され、4カ月かけて最終的には全てなくなります。
- 1~5月末は補助上限額の縮小であったため、小売マーケットへの影響は軽微でしたが、6月からは補助額が縮小するため、その分だけ元売等の卸価格が値上がりします。原油価格や為替の変動は見通せませんが、現状の水準で推移すると仮定すれば、2週間毎の値上がりは小幅であっても、最終的には大幅(現段階:11円超)な卸価格の値上がりとなります。
- この大幅な値上がりを我々石油販売業者が負担することはできません。6月以降は、補助事業の仕組みがこれまでと違い、全国平均小売価格を168円程度に抑制するように元売等に補助金が支給されるものではなくなりますので、我々石油販売業者は補助金縮小分を含めた供給に必要なコストは躊躇することなく販売価格へ転嫁していき、適正利潤を確保していかなければなりません。政府が賃金アップ等と呼びかけ様々なコスト負担が増加する中、今回の補助金縮小への対応を間違えれば多くのSSが経営を維持できず、SSインフラのネットワークが瓦解を加速させる恐れすらあります。
- 全石連では、9月末の補助金終了まで、SS現場等での混乱を防ぎ、SSインフラの健全性が損なわないよう、これまで以上に採算販売の重要性を全国の組合員の皆様に訴えて参りたいと思いますが、47都道府県組合におかれましても、一段のご協力をお願い申し上げます。

以上